|  |
| --- |
| **神木公民館****避　　難　　所****運営マニュアル** |

神木地区自主防災組織

２０１８年　２月作成

**も く じ**

避難所開設・運営の基本方針 ４

避難所開設・運営にかかる関係図 ５

避難所の開設～運営～閉鎖までの手順 ６～１８

１ 準備のための開錠 ６

２ 建物の安全確認 ７

３ 避難所のレイアウト ８～１０

４ 避難者の受入れ １１～１２

5　避難所運営委員会の設置 1３

6 避難所の運営 1４～１７

７ 避難所の閉鎖・撤収 1８

参考　避難所運営委員会　各班の役割

参考　福祉避難所の考え方

|  |
| --- |
| **避難所開設・運営の基本方針** |

私達の命を守り、希望を見いだす拠点となるよう、避難所開設・運営は以下の基本方針に基づいて行います。

**～避難所は住民の自治による開設・運営を目指します～**

避難所は、避難所外避難者の支援も含め、地域コミュニティの場となります。発災直後の救出・救護や避難所開設・運営は住民自治による迅速な取組が重要となることから、避難所は原則として、住民の自主運営とします。自分たちで運営していく場所として取り組みましょう。

**～地域の支援拠点として避難所外避難者にも配慮した避難所づくりに取り組みます～**

これまでの災害事例から、避難所生活の長期化は避けられないほどの大規模な災害が発生すると考えられています。避難所では避難所生活をしている人だけでなく、避難所以外の場所に避難をしている人に対しても、等しく物資の供給、情報の共有等を行い、地域に住む全ての人にとっての生活再建の拠点となる避難所づくりに取り組みます。

**～要配慮者にも優しい、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営に取り組みます～**

避難所で生活する誰もが配慮し合い、みんなの“いのち”を大切に、関連死を予防します。※要配慮者優先の意識を共有し、避難所内のレイアウト等を考えた避難所運営を行います。運営委員会に女性も参加することなど、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営を行います。

※**要配慮者とは**高齢者、障がい者、[乳幼児](http://kotobank.jp/word/%E4%B9%B3%E5%B9%BC%E5%85%90)、[妊婦](http://kotobank.jp/word/%E5%A6%8A%E5%A9%A6)、傷病者、[日本語](http://kotobank.jp/word/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9E)が[不自由](http://kotobank.jp/word/%E4%B8%8D%E8%87%AA%E7%94%B1)な外国人といった[災害](http://kotobank.jp/word/%E7%81%BD%E5%AE%B3)時に配慮が必要な方のこと





|  |
| --- |
| **避難所開設・運営にかかる関係図** |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ＜各 情 報＞ |  | 避 難 所 |  |  |  |  |
| 避難所開設 |  | 避難所運営委員会 |  |  | 災害対策本部(役場) |  |
| 避難所情報 |  | 情報班班長 |  | 総務班※運営業務全般とりまとめ、災害対策本部との連絡調整 |  |  |  |
| 避難者数(総数) |  | 被災者管理班班長 |  |  |  |  |
| 設備・資機材の調達 |  | 施設管理班班長 |  |  |  |  |
| 食料・物資の調達 |  | 食料物資班班長 |  |  |  |  |
| けが人・病人・要配慮者数 |  | 救護班班長 |  |  |  |  |
| 衛生状況 |  | 衛生班班長 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |
| 地区被害状況避難所状況 |  | 行政職員巡回各消防署、警察署など |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 　　 |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 御浜町災害ボランティアセンター（社会福祉協議会） |  |
|  |  |  |

災害対策本部　　　　　　[御浜町役場（総務課）　 （連絡先05979－３－０５０５）]

災害ボランティアセンター[御浜町役場（健康福祉課）（連絡先05979－３－０５１４）]

|  |
| --- |
| **避難所の開設～運営～閉鎖までの手順** |

**１準備のための開錠**

**避難所開設準備の第一歩。開錠はすばやく！**

原則的には、鍵保管者が避難所にかけつけ、必要な箇所を開錠します。鍵保管者は、混乱をさけるために、可能な限り玄関から開けるようにします。開錠をしても避難所の開設準備が整うまですぐに避難者を入れてはいけません。

鍵保管者

|  |
| --- |
| 神木公民館長 |
| 御浜町役場 |
| 神木公民館　近隣住民中納　剛 |
| 神木公民館　近隣住民神木食堂 |
| 神木公民館　近隣住民小林商店 |

**２建物の安全確認**

**いち早く安全確認して使用できる場所を確保しよう！**

応急的に対応できる人で手分けをして、避難者を受け入れるための準備を進めます。施設管理者等がいない場合でも、事前の協議に基づいて進めます。

「建物安全確認のためのチェックリスト」

|  |
| --- |
| 以下のチェックリストに基づいて、建物自体が使用可能か確認します。Q１　建物周辺に地すべり、崖崩れ地割れ、液状化などが生じましたか。　　Ａ）ある ・ Ｂ）ないQ２　建物が傾斜しましたか？　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ａ）ある ・ Ｂ）ないQ３　所々で柱が折れた箇所がありますか？　　　　　　　　　　　　　　　Ａ）ある ・ Ｂ）ない |
| **※１つでもA）ある　が該当する場合は、建物が危険な状態です。****施設の利用をやめて、代替施設を検討して下さい。** |
| ▼ |
| 全てB）ないの場合・・・利用する場所の破損物の片付け等を行います。 |
| ▼ |
| （夜間の場合）照明の確保を行います。照光装置がない場合は、持参した懐中電灯等で対応します。（※原則として、ロウソクは火災発生の原因になり得るため、使用は避けます。） |

（安全確認時の注意）

建物の安全確認をするときは、チェックする人の安全を最優先に考えましょう。

* チェックの際は、**チェックする人の安全を最優先**し、危険が想定される建物等には近づかず、**安全な場所から目視**により、建物の周辺や外観、建物の内部の順にチェックしてください。
* **チェック途中で余震等があった場合はチェックを中断し、すみやかに安全な場所に退避**してください。
* チェック後、避難所として使用している時に**余震等により建物が新たな被害を受けた場合は、再度、チェックを実施してください。**
* 少しでも危険が想定される区域は「立入禁止区域」とし、現地で明示してください。なお、この「立入禁止区域」については、広めに設定してください。

**３避難所のレイアウト**

**あらかじめきちんとレイアウトすることが混乱をなくします！**

建物の安全が確認できたら、必要なスペースをレイアウトします。

**レイアウトのポイント**

**まず、通路をつくる！** みんなが活動しやすい場所に

**男女別更衣室は重要！** プライバシーを配慮

**見える化を意識！** みんなに情報が行き届くように

　 　　複数の掲示板や立て看板等の工夫

**要配慮者は通路側に！** トイレが使いやすいように

**給水所の設置！** 適切な水分補給ができるように（特に夏）

**※福祉スペースの設置！** 要配慮者への配慮

**※福祉スペースとは**福祉避難所において、対象者すべてを収容することは困難であるとともに、避難所生活の長期化等により、要介護高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者等の日常生活において特別な配慮を要する方（要配慮者）が増加することが想定されるため、一般の指定避難所の中に福祉スペースを確保します。

**レイアウト手順**

|  |
| --- |
| 運営に必要な箇所、必要なスペースを順次割り振り、利用範囲を明示します。 |
| ▼ |
| 立入禁止区域、危険箇所、使用除外施設等にはロープを張ったり、貼り紙で明示します。 |
| ▼ |
| 避難者を誘導する場所に受付を設置します。 |

**必要なスペース（目安）**

|  |
| --- |
| 【参考】避難所一人当たりに必要とされる面積　（*避難所運営マニュアル策定指針（Ｈ25）より）* |
| 時　　期 | 最低面積 | 最低面積が必要な理由 |
| 災害直後 | １㎡/人 | 被災直後、座った状態での一人当たりの最低必要面積 |
| １日目 | ２㎡/人 | 一人あたりの就寝可能な面積 |
| ２日目～３週間 | ３㎡/人 | 避難生活が長期化し、荷物置場を含めた場合の必要面積 |
| （注）避難者の持ち込む荷物の量が増えると、避難所内の居住スペースの定期移動の際に避難者の理解を得られにくくなるため、荷物を置くスペースは最小限にする。 |

●余震が多発している場合など、状況を判断しながら準備を行いましょう。

●レイアウトづくりは、要配慮者の状態に応じた割り振りを考えましょう。

居

住

一般駐車場

居

住

居

住

物資置場

物資置場

居

住

居

住

仮設トイレ

受

付

物資配給所

掲示板

喫

煙

所

ゴミ置場

物資搬入

スペース

（空スペース）

神木公民館１階

レイアウト図

（上　地）

（東地上）

ﾍﾟｯﾄｽﾍﾟｰｽ

（旧保育所

敷地内）

本　部

（会議

スペース）

（東地下）

（柿原

・木和田）

（杉山

・中央）

神木公民館２階

レイアウト図

居　住

女子更衣室

授乳室

救護ス

ペース

要配慮者

スペース

洗濯干し場

(

西地・原地）

（樫　山）

居　住

**４避難者の受入れ**

**人数把握を迅速に行うことが円滑な避難所運営につながります！**

避難所の開設・受入れから退所までの流れは、以下のように対応します。

|  |
| --- |
| 避難所を開設したら、まず受付を設置し、その後、避難者を受入れます。原則、地区（自主防災組織）単位で受付をします。観光客等帰宅困難者、他地域からの避難者等はそれぞれ別に受付します。 |
| ▼ |
| まず一次的に避難者の概算人数（総数）を把握します。受付時には、地区名と人数のみ報告を求めます。 |
| ▼ |
| 地区（自主防災組織）単位で着席後、次のような名簿づくりを進めます。□ 避難所への避難者を世帯ごとに名簿作成する。①該当地域の避難者②他地域からの避難者□ 観光客等帰宅困難者のリスト作成□ 安否確認等の情報整理 |
| ▼ |
| 落ち着いた段階で、避難所入退所届の記入を依頼します。 |

避　難　者　名　簿（例）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ① | 世帯代表者氏名 | 御浜　正和 | 住　所電　話 | 〒519-5201三重県南牟婁郡御浜町大字神木611番地05979-3-0507 |
| ② | 入所年月日 | 　　　年　　　月　　　日 |
| 家族 |  | 年齢 | 性別 | 要援護者 |
| みはま　まさかず御浜　正和 | 51 | 男女 |  | 所属自治会町内会名 | 神木地内 |
| 家屋の被害状況 | 全壊・半壊・一部損壊断水・停電・ガス停止・電話不通 |
| みはま　ゆうこ御浜　裕子 | 55 | 男女 |  |
| 親族など連絡先 | 親戚　御浜　勝　連絡先05979-3-0505 |
| みはま　ゆうき御浜　佑樹 | 25 | 男女 |  |
| みはま　かなこ御浜　かなこ | 4 | 男女 | ○ |
|  |  | 男女 |  | 支援区分 | □避難所への入所を希望■在宅のまま避難所サービスの利用を希望 |
| ※ここに避難した人だけ書いてください。 |
| ご家族に、入れ歯やめがねの不備、病気などの特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点があったらお書き下さい。 |
| 特技や資格をお持ちの方がいらっしゃいましたら、氏名と特技・資格の内容をお書き下さい。 |
| 氏名　御浜　正和 | 特技・資格　医師免許所持 |
| ③ | 他からの問い合わせがあったとき住所、氏名を公表してもよいですか？ | よいよくない | 登録日（入所日） | ４月１日 |
| ④ | 退出年月日　　　　平成30年2月1日 |
| 転出先　住　所（氏名）電話 | 登録解除日（退所日） | ２月１日 |

確認情報シート（例）

安否不明者情報を安否確認シートに記入

情報掲示板に貼りだす。

＜安否確認情報の掲示＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 年齢 | 性別 | 住所 | 情報連絡先 |
| 御浜　浩二 | 54才　 | 男 | 御浜町神木611番地 | 05979-3-0507 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

**５　避難所運営委員会の設置（避難所運営体制の整備）**

応急的な対応が落ち着いてきた段階（目標は24 時間～48 時間後）で、避難所の運営に当たる「避難所運営委員会」を設置します。避難所運営について話し合う会議を定期的に開催し、避難所における課題への対応や行政の災害対策本部との連携など、自主的で円滑な運営を進めます。

|  |
| --- |
| 避難所運営委員会の構成 |
| 代表者 | 神木地区自主防災組織　会長 |
| 副代表者 | 神木区長 |
| 神木地区自主防災組織　副会長 |
|  |
| 総務班 班長 | 杉山・中央地区自主防会長 |
| 情報班 班長 | 木和田・樫山地区自主防会長 |
| 被災者管理班 班長 | 上地地区自主防会長副班長には看護師経験者・女性も登用 |
| 施設管理班 班長 | 東地下地区自主防会長 |
| 食料物資班 班長 | 東地上地区自主防会長 |
| 救護班 班長 | 西地・原地地区自主防会長副班長には看護師経験者・女性も登用 |
| 衛生班 班長 | 柿原地区自主防会長 |
| 施設管理者 | 神木公民館長、役場職員 |

　　＊円滑な避難所運営のために、避難所運営委員会には、女性や障がい者を加えるようにしましょう。

●避難所運営について話し合う会議を定期的に開催し、課題解決に取り組みます。

※現場で臨機応変に対応する必要がある場合もあります。

①代表者会議の開催

□ 会議は１日に１回開催します。

□ 会議のメンバーは、運営委員会の代表・副代表・各班班長・施設管理者で開催します。

②班別会議（実務者会議）の開催

□ 班ごとに実務レベルの話合いを適宜行います。

□ 班別会議の内容は、班長が代表者会議で報告します。

避難所で必要な管理ポイント（物・人・情報）

①　施設管理（物資含む）

②　健康管理

③　情報管理

**６　避難所の運営**

不特定多数の人が混乱状態の中で避難し、生活する避難所では、できるだけ避難者の負担が大きくならないよう工夫が必要になります。避難所運営のルールを決めて、掲示板などで避難者にお知らせしましょう。避難者へも理解を求め、未然にトラブルを回避し、適切な運営を進めましょう。

●避難生活のルール

|  |  |
| --- | --- |
| **衛生** | * 手洗い場（洗面場）と調理場は分ける。
* 配食時など食べ物に触れるときには、必ず手洗い、消毒する。
* マスクを着用する。
* 残飯やゴミは分別して所定の場所に廃棄する。御浜町の分別に準じる
* 汁物や残飯を捨てるバケツには必ずフタをする。
* 残り物は捨てるよう指導する（配給等は食べれる分だけ）
* 手洗い、うがいを徹底する。
* 手洗い用消毒液を子どもの手の届かない場所に設置する。
* 清拭・足浴で清潔にする。
* 入浴は地区ごと順番制とする。（男女別）
 |

|  |  |
| --- | --- |
| **食事** | * 身体にやさしい食事（塩分控えめ、野菜多め）を心掛ける。
* 炊き出しは、みんなで協力して行う（目標48時間以内）
* 時間を決めて食事をする。
* 乳児などを優先する。
 |

|  |  |
| --- | --- |
| **健康** | * １日５分でも体を動かす体操などの時間をつくる。エコノミークラス症候群予防。（ラジオ体操や普段習っている体操をする）
* 個人の健康管理についてもルールを定め、ルールを順守する。（口腔衛生、喫煙、飲酒など）
* 避難所は原則として、飲酒は禁止。
* 水分補給は我慢しない・させない。
 |

|  |  |
| --- | --- |
| **その他生活のルール** | * 起床：朝６時、消灯：夜９時（季節などにより変更）
* トイレ掃除は各地区当番制とする。
* 掃除当番や配食当番等、避難者が参加できるようにする。
* 外出時は受付に報告し、外出者がわかるようにする。
* 屋内禁煙とする。
* 屋内禁酒とする。
* 貴重品の管理について自己責任で行うよう周知する。（できない人は身内など）
* 希望者には間仕切りを支給。ただし会長又は副会長が声掛けし孤立を防止する。
* 女性の立場に立った避難所運営を心掛ける。（決め事の際は女性も参加）
* 障がい者の立場に立った避難所運営を心掛ける。手助けのいる場合、担当を割り振る。
* 高齢者の立場に立った避難所運営を心掛ける。健康管理に気をつける。
* 遊び場所（保育所跡地等）を確保し子供の居場所をつくる。保育士との遊びの時間も設ける。
* 洋式トイレは高齢者・障がい者を優先する。
* ペットは室内に入れない。原則飼い主が世話をする。
* 駐車場の管理においては、『できる限り歩いてきて下さい』と掲示する。
* 洗濯物を干す順番は、時間で地区を決める。場所は自己確保する。（公民館２階 ﾍﾞﾗﾝﾀﾞを利用）
* 情報共有のため、掲示板設置や館内放送を取り入れる。
* 避難所外避難者に対しては名簿を作成し、掲示板等で情報提供を行う。
* 観光者等帰宅困難者は可能な限り受け入れる。（避難所運営についても可能な限り協力要請）
* テレビ・スマホの利用時間は朝６時～消灯時間まで（スマホの時間外利用は屋外で使用）
 |

**●避難所内のルールの決定と周知**

避難所生活において避難者の方に守ってもらいたいルールについては、必要事項を話し合い決定します。

決定したルールは掲示板に掲示・周知し、避難者全員で共有します。掲示する際は、重要ポイントを赤字や太字にする、アンダーラインを引くなど工夫しましょう。

**●避難所運営で気をつけるべきポイント**

|  |
| --- |
| 1. **情報**
 |
| **○情報は常に“見える化”を！**  |
| 情報が平等に伝わらないことがトラブルの原因になります。 |
|  |
| 1. **トイレの利用と水分補給**
 |
| **○洋式トイレは高齢者や障がいのある人を優先に****○トイレ利用を我慢するような状況になっていないか気を配りましょう。** |
| トイレが利用しづらいため、トイレにできるだけ行かなくてすむように水分補給を控えると体調を崩す危険があります。 |
|  |
| 1. **座位確保**
 |
| **○座った体勢で過ごせるよう工夫をしましょう** |
| 避難所生活の中で、横になって過ごす時間が多くなると体が弱ってしまいます。（椅子や背もたれグッズを配置するなど工夫を） |
|  |
| 1. **プライバシーと見守り**
 |
| **○声かけなどの見守りの工夫をしましょう****○体操の時間など、共有体験の時間をつくりましょう** |
| 避難所生活の中では、プライバシーを確保することが重要で、つい立てを立てるなどの配慮が必要であると同時に、それによる孤立化の心配もあります。見守りの目がなくなり、ちょっとした様子の変化にお互い気づきにくくなってしまいます。 |
|  |
| 1. **ペットと衛生管理**
 |
| **○状況によって運営委員会でルールをつくり、専用スペース設置などの対応を考えましょう** |
| ペットは飼い主である避難者にとって心のよりどころとなっている場合があると同時に、衛生管理や他の避難者への影響に配慮が必要でもあります。 |
|  |
| 1. **女性への配慮**
 |
| **○運営委員会に女性を複数名入れ、女性に配慮した運営をしましょう** |
| 避難所生活では、更衣室の設置、つい立てによるプライバシーの確保、授乳室の設置、必要物資の支給方法等の女性に配慮した運営が必要です。 |
| 1. **障がい者への配慮**
 |
| **○障がい者に配慮した支援体制にしましょう** |
| 障がいによって様々な対応が必要ですが、周囲の理解や配慮が重要です。運営においても、障がい者の声が聞ける体制をつくることが必要です。 |
|  |
| 1. **高齢者への配慮**
 |
| **○高齢者の心身の健康維持と自立支援を心がけましょう** |
| 高齢者は、体力や予備力が低下しているため、これまでの生活とは異なる避難所での生活により、容易に体調を崩し、健康を損なう危険性があります。 |
|  |
| 1. **子どもの居場所**
 |
| **○子どもの居場所づくりを考えましょう** |
| 被災体験、避難所生活、子どもにおけるダメージは非常に大きいものです。子どもが「思いっきり声を出す」「体を動かす」などができる居場所をつくりましょう。 |
|  |
| 1. **避難所外避難者への対応**
 |
| **○避難所へ訪れる避難所外避難者へも情報提供、炊き出し・救援物資の配給を行いましょう** |
| 避難所は、避難所外避難者支援も含めた支援拠点です。情報提供、炊き出しや救援物資の配給など、避難所外避難者への対応もしっかり行うことが求められます。 |
|  |
| 1. **観光者等帰宅困難者への対応**
 |
| **○観光客等帰宅困難者へも情報提供を行いましょう** |
| 避難所には、観光客等帰宅困難者が避難し、一時的に滞在することもあります。 |

**７　避難所の閉鎖・撤収**

発災から３週間目以降の安定期に運営体制の見直しを図り、相談体制の確立、こころのケアなどを図るとともに、避難所の撤収への合意形成を進めます。

　避難者の自立に向けた取組みとあわせて、避難所を順次統合し、最終的には閉鎖・撤収します。

|  |
| --- |
| **避難生活長期化の注意点** |
| * 避難所での生活が長期化した場合は、災害対策本部と相談し、つい立てやスペース配分の見直しなどをします。
* 長期化に伴って家具や備品の増加が考えられ、スペース配分が不均衡になる場合も起こることから、可能な限り、収容人数に合わせた部屋の配分を家族単位に構成する方向が望まれます。
* 自分勝手に自炊などしないよう、炊事場等の設置ルールなど場所の指定が必要です。
* 避難所生活が長引くことによるストレスなどから、些細なことがトラブルになることもあります。避難者の変化に注意が必要です。
* 避難所からの自立を促すために避難者を定期的に移動させるなど、避難者の心理に変化を持たせる事が必要です。
 |

**避難所統廃合に伴う移動**

施設の再開に向けて、避難所の縮小・統合が進められる際は、避難者に対し部屋の移動など

　について広報しておきます。

避難所を移動することが決定した場合は、移動の日時、荷物の搬送について避難者に対し周知しておきます。

**避難所の撤収準備・閉鎖**

避難所撤収が決定した場合は、撤収の準備に取り掛かります。まず、避難所の閉鎖時期と撤収準備などについて避難者に説明します。

回収が必要となる物資等がある場合は、災害対策本部へ連絡し、避難所施設内の片付けや清掃を避難者の協力を得て行います。

避難者の撤収が確認された後、避難所運営委員会は避難所閉鎖日をもって終了します。